

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2020年 3月号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

2020年春の保険料率改定

○ 令和2年3月分(4月納付分)から協会けんぽの 健康保険料率改定 (カッコ内は被保険者負担分)

・東京都	9.87% (4.935%)	引下げ
・千葉県	9.75% (4.875%)	引下げ
・埼玉県	9.81% (4.905%)	引上げ
・神奈川県	9.93% (4.965%)	引上げ
・栃木県	9.88% (4.940%)	引下げ
・茨城県	9.77% (4.885%)	引下げ
・群馬県	9.77% (4.885%)	引下げ

○ 令和2年3月分(4月納付分)から協会けんぽの 介護保険料率改定(カッコ内は被保険者負担分)

・全国一律	1.79% (0.895%)	引上げ
-------	----------------	-----

新型コロナウイルスに関するQ&A

新型コロナウイルスの影響が拡大しています。

2月1日には新型コロナウイルス感染症が指定感染症に定められ、感染者には都道府県知事が就業制限・入院の勧告などを行うことができるようになりました。そのため、就業禁止の通知を受けての休業は会社都合の休業扱いではなくなりました。

ただ、新型コロナウイルス感染しているかもしれないという疑いの段階で、会社側が休ませた場合は、一般的には会社都合の休業に当たります。従って、会社は平均賃金の6割以上の手当を支払う必要があります。

一方、疑いの段階で労働者が自主的に休むのは通常の病欠、もしくは有給休暇で対応することになりますが、労働者の請求がないのに会社側が一方向的に有給休暇として取得させることはできません。

詳しくは厚生労働省の下記のQ&Aをご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuit/e/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

ただし、今後の感染症対策により、このQ&Aの内容が更新される可能性があります。ご注意ください。

セミナーを実施しました

家村は、昨年12月7日(土)、葛飾区で非営利組織を対象とした「働き方改革」に関する講座の講師を務めました。

また、2月4日(火)「定年退職予定者セミナー」にて多くの参加者に退職後の年金・雇用保険の制度や手続きについて講演しました。



電子申請

なら



弊所にお任せください。